第五十七条の七の二第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十七条の八第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「おいて」を「規定する」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改め、同条第九項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改め、同条第十項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十七条の九の見出し中「中小企業等」を「中小企業者等」に改め、同条第一項中「中小法人等」を「中小企業者等」に、「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同条第二項中「中小法人等」を「中小企業者等」に改め、同条第三項を削る。

第五十八条第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十九条の二第一項中「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削り、「当該超える」を「その超える」に、「当該満たない」を「その満たない」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第六十一条の四第二項中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条第四項第一号中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）」及び「（同条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。）」を削る。

第六十二条の三第四項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ　当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ　当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

第六十二条の三第四項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人」に改め、「限る。）」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「場合を含む」を「場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十三条の二第一項の規定により定められた農用地利用規程（同法第二十三条第一項の認定に係るもの（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第六十五条の四第一項第二十五号中「に規定する農地利用集積円滑化団体等（当該農地利用集積円滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には、」を「の農地中間管理機構（に改め、「買い取られる場合」の下に「（前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「場合（」の下に「第六十五条の三第一項第七号又は」を加え、同項第三号中「場合（」の下に「第六十五条の三第一項第七号又は」を加え、「又は第二十五号」を「若しくは第二十五号」に改める。

第六十六条の四第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第十項」に改め、同条第二項第一号イ中「生じる」を「生ずる」に改め、同条第七項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」に、「（資産」を「（無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第二十六項中「第九項」を「第十五項」に、「第十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項中「第二十一項の」を「第二十七項の」に、「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項後段を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「一年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「の」に、「前二項及び」を「及び」に、「第六十六条の四第二十一項（」を「第六十六条の四第二十七項（」に、「同法第六十六条の四第二十一項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」を「同条第二十七項」に、「）第六十六条の四第二十一項」を「）第六十六条の四第二十七項」に、「第二項の規定」を「第二項」に、「第六十六条の四第二十一項の規定」を「第六十六条の四第二十七項」に、「、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」を「、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」に、「第一項の規定」を「第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十六項各号中「第十一項」を「第十七項」に、「第十二項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十二項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項中「。第十二項」を「。以下この項及び第十八項」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「及び第十二項」を「及び第十八項」に、「前項各号」を「第十二項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十六条の四第九項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。